

## 公募型プロポーザルの公告

公募型プロポーザルにより業務委託者の選定を行いますので、次のとおり公告します。

令和3年7月13日

奈良県知事 荒井正吾

### 1 公募型プロポーザル公告に付する事項

#### (1) 委託業務名

西和医療センターのあり方検討業務委託

#### (2) 委託業務の内容等

令和2年度に西和医療センターの将来のあり方について、県と病院機構が連携して検討したことに引き続き、新病院に求められる機能を十分に発揮できるよう、将来の医療需給の動向を踏まえ、各部門ごとの診療機能や施設の配置などについて検討を行い、基本構想の策定にかかる企画立案及び基本構想策定支援を行う。

また、あり方検討委員会等の会議の運営支援を行う。

#### (3) 委託期間

契約日から令和4年3月25日（金）まで

#### (4) 委託金額

14,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

### 2 参加資格

以下の事項をすべて満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 民事再生法の規定による再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による再生手続き開始の申立て中又は更正手続き中でないこと。
- (4) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者
- (5) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）第2条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 奈良県物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による奈良県競争入札参加資格者名簿（営業種目コード：Q4. 検査・分析・調査業務又はQ7. 諸サービス）に、参加申込期限までに登録をしている者であること。
- (7) 公告日より過去5年間に国若しくは地方公共団体等と公立公的病院（病床規模：200床以上）のあり方検討若しくは基本構想若しくは基本計画策定業務に係る契約又は国若しくは地方公共団体等と医療需給の調査分析業務に係る契約を締結し、適切に業務を行った実績を有している者。
- (8) 隣接県等（大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、三重県、滋賀県、奈良県）に事業所等を有する者であること。
- (9) 課税対象事業者は、奈良県税、法人税、消費税、地方消費税の滞納が無いこと。

- (10) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (11) 暴力団（法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が実質的に関与していないこと。
- (12) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力、又は関与していないこと。
- (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

### 3 業務委託者の選定方法

奈良県は、西和医療センターのあり方検討業務の業務委託者を選定するにあたり、参加者を公募し、当該参加者に対して参加申込書、提案書の提出を求め、かつ提案者へのヒアリングを実施し、「西和医療センターのあり方検討業務委託の事業者選定基準」に基づき、西和医療センターのあり方検討業務委託の事業者選定委員会（以下、「委員会」という。）において審査を行う。審査は、以下の事項に留意して行う。

- (1) 提案者が1者の場合、評価基準による得点が6割以上で、かつ委員会の合議により認められた者については、当該提案者を受託事業者として特定することとする。ただし、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。
- (2) 提案者が2者以上の場合、全審査委員の得点の総計が最高得点の提案者について、当該提案者を受託事業者として特定する。ただし、評価基準による得点が6割未満、又は評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定できない。
- (3) 審査の結果、最高得点者が2者以上であった場合は、委員会の合議により受託事業者を特定する。

### 4 公募型プロポーザル実施要領等の交付場所、交付期間等

#### (1) 交付場所

奈良県 福祉医療部医療政策局 病院マネジメント課  
南和医療・病院機構係（県庁主棟3階）  
〒630-8501 奈良市登大路町30  
TEL：0742-27-8647

#### (2) 交付期間

令和3年7月13日（火）～令和3年7月26日（月）まで  
（但し、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで）

#### (3) 交付資料

- (1) に示す場所において次の書類を交付します。
  - ・公募型プロポーザル実施要領
  - ・業務委託仕様書

・提出様式（様式1～様式7）及び質問票（様式8）

なお、上記書類は奈良県ホームページにも掲載します。

（奈良県ホームページのトップページ→通常版を表示→組織から探す→病院マネジメント課→新着情報）

また、「西和医療センターのあり方検討について（検討素案）」について、本プロポーザルへ参加を希望する者に対し、本プロポーザルの公告日から提案書提出期限に限り、閲覧することができます。事前連絡（連絡先：0742-27-8647）のうえ、(1)に掲げる「交付場所」までお越しく下さい。

## 5 交付資料の提出期限

- (1) 参加申込書 令和3年7月26日（月）午後5時まで
- (2) 質問票 令和3年7月28日（水）午後5時まで
- (3) 提案書 令和3年8月6日（金）午後5時まで

## 6 契約の締結

受託予定者が2（参加資格）に記載の要件を満たさないものであるときには、契約を締結しないものとする。

## 7 契約の解除

契約締結後、契約者について次のいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行にあたって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、奈良県は契約を解除することができる。この場合において、契約者は奈良県に対して損害賠償金を納付しなければならない。

- (1) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）にあたって、その相手方が2の(10)から(14)に該当すると知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (2) 本契約に係る下請契約等にあたって、2の(10)から(14)のいずれかに該当するものをその相手方としていた場合（上記(1)を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

## 8 公契約条例に関する遵守事項

平成27年4月1日に奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「条例」という。）が施行されました。本業務を受注しようとする者は、条例で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注してください。

- (1) 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- (2) 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
  - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
  - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
  - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

- (3) 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

9 手続きに使用する言語及び通貨

日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）及び日本国通貨

10 その他

詳細は、西和医療センターのあり方検討業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領等によります。

11 問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県庁舎主棟3階  
奈良県福祉医療部医療政策局病院マネジメント課 南和医療・病院機構係

（電話） 0742-27-8647

（FAX） 0742-22-7471

（E-mail） [hpmna@office.pref.nara.lg.jp](mailto:hpmna@office.pref.nara.lg.jp)

FAXまたはE-mailにより連絡を行う場合は、必ず到着確認を行うこと。